

江東区勤労者福祉サービスセンター勤労者共済事業運営協議会規程

❖ 目的

第1条 この規程は、江東区勤労者福祉サービスセンター規約第25条に基づき、設置された勤労者共済事業運営協議会（以下「運営協議会」という。）の運営に関する事項を定めるものとする。

❖ 所掌事項

第2条 運営協議会は、次の事項について協議し、理事長に意見具申することができる。

- (1) 加入促進に関すること。
- (2) 事業の促進に関すること。
- (3) その他勤労者共済事業の目的を達成するための事項に関すること。

❖ 委員

第3条 運営協議会は、次の各号に定めるもののうちから理事長が委嘱する委員16名以内をもって構成する。

- (1) 「会員」のうち従業員代表5名以内
 - (2) 「会員」のうち事業主代表5名以内
 - (3) 「会員」のうち団体代表5名以内
 - (4) 江東区地域振興部経済課長1名
- 2 前項第3号の団体代表については、あらかじめ代理出席の届け出があった場合は、これを認める。

❖ 任期

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
2 補欠により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

❖ 解 嘱

第5条 委員は、会員資格又は当該職を失ったときは、委員としての身分を失う。

2 理事長は、委員としてふさわしくない行為があったときは、当該委員を解嘱することができる。

❖ 会長及び副会長

第6条 運営協議会に会長1名及び副会長若干名を置く。

2 会長及び副会長の選任は、委員の互選による。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ定められた副会長がその職務を代行する。

❖ 会 議

第7条 運営協議会は、会長が必要に応じて招集し会議を統括する。

❖ 委 任

第8条 この規程に定めるもののほか必要事項は、理事長が別に定める。

❖ 附 則

1. この規程は、平成16年4月1日から施行する。
2. この規程は、平成21年4月1日から施行する。